

受動喫煙等防止対策に係る事業者公開ヒアリングについて

日時：令和2年2月3日（月）

午前9時30分～正午

場所：ラ・プラス青い森 2階「カメラア」

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から「受動喫煙等防止対策に係る事業者公開ヒアリング」を開始いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、がん・生活習慣病対策課の奥村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、座って進めさせていただきます。

今回のヒアリングにつきましては、昨年6月に設置しました「青森県受動喫煙等防止対策検討会」の委員のほか、広く事業者の御意見を拝聴することを目的として、先月の28日と本日2月3日の2日間にわたり実施するものです。

ヒアリングの時間は質疑応答の時間を含めまして、1団体あたり10分を目安に進めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

本日のヒアリングは入れ替え制で実施しますが、順番にヒアリング席にお呼びいたしますので、よろしくお願いたします。

御出席の団体の方々には、既に「たたき台」を御精査したと思いますが、念のため事務局から説明させていただきます。

（事務局）

皆様、おはようございます。

県のがん・生活習慣病対策課 がん対策推進グループの野田と申します。

私からは、受動喫煙防止条例の骨子案について説明させていただきます。

以下、座らせて説明させていただきます。

平成30年7月に公布された改正健康増進法により、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第1種施設は、令和元年、昨年7月より原則敷地内禁煙になっており、約2か月後の令和2年4月からは、飲食店、宿泊施設、事業所等の第2種施設は原則屋内禁煙とすることが義務づけられております。

県では、県民の皆様、事業所の皆様が円滑にこの法改正に御対応できるよう、積極的に周知・啓発を行っております。また、この健康増進法の改正の機会をとらえ、種々のがんのリスク因子となる受動喫煙等の防止につながる効果的な施策等を講じるため、青森県受動喫煙等対策検討会を昨年6月に新たに設置しました。

この検討会では、昨年7月、11月と、2回の協議を重ねた結果、本県のがんによる死亡率の減少、平均寿命の延伸、そして本県の未来を担う子どもへの受動喫煙による健康影響を防止するため、受動喫煙防止条例を制定し、法令として対策の強化を図ることを検討会の会長であり、今日、本日、ここにおみえになっておられますが、弘前大学大学院医学研究科社会医学講座教授の井原先生から御提言をいただいたところです。

これを受けて県では、受動喫煙ゼロの環境整備を推進すること。子どもに対し、受動喫煙にさらされない環境整備を推進すること。妊婦や病気の方など健康上の配慮が必要な方に対して、受動喫煙にさらされ

ることがない環境整備を推進すること。

以上、3つを主眼点として条例の骨子案「たたき台」を作成し、事前に各団体の皆様に送付し、本日、御意見を伺うこととしたものです。

骨子案の特徴的な項目につきましては、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第1種施設については、法律上は例外として基準を満たした特定屋外喫煙場所を設けることができますのですが、その特定屋外喫煙場所を設けないように努めなければならないとしたこと。飲食店、宿泊施設、事業所等の第2種施設について、法律上は例外として、基準を満たした喫煙専用室や加熱式たばこを吸える「指定たばこ専用喫煙室」を設けることができますのですが、それらの喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設けないように努めなければならないとしたことなど、いずれも努力義務規定ですが、改正健康増進法よりも踏み込んだ内容としたことが挙げられます。

その他、子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定を本県独自に創設することも特徴的な項目の1つです。なお、本条例においては、罰則規定は定めないこととしております。

本日は、皆様よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、本日、団体の方々からヒアリングをさせていただく者を御紹介いたします。

青森県受動喫煙等防止対策検討会会長で弘前大学大学院医学研究科教授 井原一成

同検討会副会長で青森県立中央病院長 藤野安弘

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長 蛭名の3名となりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、オブザーバーとしまして、青森県議会議員で環境厚生常任委員会委員長の鳴海恵一郎議員、そして同常任委員会副委員長の谷川政人議員が同席しております。

鳴海議員、谷川議員、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

団体の方々へのお知らせとなりますが、今回のヒアリングの内容につきましては、広く県民の方に周知をするために議事録を作成し、後日、県のホームページにて公開しますので、よろしくお願ひいたします。

また、ヒアリングが終了した団体につきましては、退出していただいて構いません。

次に報道機関の皆様へのお知らせとなりますが、本日のヒアリングは公開となっております。カメラ撮りにつきましては、団体へのヒアリングに入るまでとさせていただきますが、カメラ撮り以外の取材は禁止しておりますので、取材は継続していただいて構いません。

報道関係の方におかれましては、御協力をお願いいたします。

それでは、青森県タバコ問題懇談会の方は、ヒアリング席に移動をお願いいたします。

(司会)

皆様への御報告となりますが、本日御欠席となりました団体から、「受動喫煙防止条例骨子案（たたき台）」につきまして、御意見をいただいておりますので、原文のまま御紹介させていただきます。

青森県中小企業団体中央会様

私的な考えと断ったうえでの見解となりますが、

「国の法律に基づいた喫煙場所の設置が適切と考えます。喫煙者が喫煙場所を求めて問題が生じることもあり得るので、喫煙者の場所を確保するよう、ある程度の措置を講じてはいただけないでしょうか。旅館ホテルをはじめとする商業施設では客離れにならないでしょうか。」

続きまして、青森県商工会連合会様

「賛成します。」

続きまして、青森県美容業生活衛生同業組合様

「当組合としては、受動喫煙防止条例骨子案（たたき台）について全面的に賛成です。できれば、「子ども・妊婦を受動喫煙から守る規則」の項目で、『～通学路や公園等公共的な場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努める～』とありますが、通学路や公園等公共的な場所だけではなく、全ての屋

外（駅、コンビニ・百貨店のほか人が集まる場所）で受動喫煙を生じさせることのないようにしていただくことを御要望します。」

となっております。

それでは、蛭名課長、ヒアリングの進行をお願いいたします。

（蛭名課長）

では、ヒアリングを始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しいところありがとうございます。

それでは、最初に事前にお配りを申し上げました受動喫煙防止条例骨子案（たたき台）についての御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（青森県タバコ問題懇談会）

青森県タバコ問題懇談会と申します。

たたき台、一応いただきました。私ども、実はその前に平成31年の2月6日付けにおいて、「青森県知事殿」、それから「県議会議長殿」ということで、受動喫煙防止条例の制定に関する要請という要請文を出してございます。

時間もないので、その内容は、項目だけ申し上げて、今の御質問に対する回答とさせていただきます。

まず、第1は、たばこ規制枠組条約、いわゆるWTOの条約、F T C Tですが、これは、日本の受動喫煙防止ガイドラインに定めた屋内全面禁煙の3条件、（分煙不可・例外なし・罰則あり）の早期実現を目標にさせていただきたい。

それから2番目として、喫煙可能な飲食店では、従業員の受動喫煙を防ぐことができないことから、従業員を雇用している飲食店は、全て屋内全面禁煙にさせていただきたい。

3番目として、喫煙室の設置は、受動喫煙防止対策としては不十分で、F T C T、先ほど申し上げましたガイドラインでも認めていないことから、新たな喫煙室の設置は推進せず、既存の喫煙室を撤去して、屋内全面禁煙にする施設に対して助成金を交付するようにさせていただきたい。

それから4番目として、加熱式たばこもたばこ製品であり、紙巻たばこと近いニコチンを含有し、その他有害物質も含まれていることから、紙巻たばこと同等の規制にさせていただきたい。

それから5番目、学校、教育機関、医療機関、行政機関、児童福祉施設を含む社会福祉施設においては、三次喫煙まで防止し、教育・啓発を目的として、敷地内の全面禁煙にさせていただきたい。

最後6番になりますが、家庭、自動車、通学路、公園、屋外運動施設などにおいて、子どもや妊婦が受動喫煙の被害を受けていることから、これらを可能な限り防止する対策を取っていただきたい。

以上、6つの要望を出しております。

ということで、この6つの要望、たたき台ということと比較していただければ、御質問に対する回答かと思われま。

以上です。

（蛭名課長）

ありがとうございました。いかがでしょう、先生方、何か御意見等々ございますか、会長。

（井原会長）

6つの点を2月6日付けで出されたという、要請を出したということで、今、説明をしていただきましたけども。

この要請を今回の条例案は満たしているというふうには受け取られたと理解していいでしょうか。

(青森県タバコ問題懇談会)

たたき台としては、満たしていないというところも、確かに、罰則ありというところは、基本的には罰則なしというたたき台の基本がありますが、この点については、満たしていないということになりますし、細々なところは、いろいろ乖離があると思います。

一応、私どもが出した要望、要請は、いわゆる最終的には、こうあるべきだという、あるべき論の最終形といいますか、そういう感覚で捉えていますので、何がなんでもこれを通さなきゃいかんとか、それ以外のものは絶対認めないとか、そういうことを考えているわけではないです。

ですから、当然、私どもと丸っきり反対の御意見の方がいらっしゃるでしょうし。ただ、共通していることは、やはりたばこによる被害は当然、実際ありますので、それを無くする方向の方向性が一緒であれば、私たちもいろんな会の活動を通しながら、これからも協力していきたいと考えております。

(藤野副会長)

今のたたき台、県のたたき台というのは、強い内容になっています。ですから、我々の検討会でも、どこまで、いわゆる罰則規定を設けるか、それから定めてしまうかということで非常に議論になったのです。

やはり、いろんな業界の方もおられますし、これをあまり急速に進めてしまうと、やはり青森県、いろんな職種に関与している方もおられますし、我々としては、いきなり方向性を決めて、条例、罰則ということを制定する前に、今、努めなければならない、非常に曖昧な表現にはしているんですけども、気持ちとしては将来的にそっちに行って、その方向で行きたいという形にはなるんだと思うんですけど。今の法律でできる、あまり、初めから強すぎると、これ、いろんな業者の方も、自分の業種を推進していかなければいけませんので、このたたき台が全てこのままで何年も長期に渡るということは我々も考えていませんけど、今現在、できることということで提案させていただいたということでございます。

(青森県タバコ問題懇談会)

十分、それは理解してございます。ありがたいと思います。

(蛭名課長)

ありがとうございました。鳴海先生、よろしいですか。谷川先生、よろしいですか。

私から1つだけ。これちょっとずれるかもしれませんが、普段、タバコ問題懇談会さんの方での活動的なもの、もし差し支えなければここで若干御紹介いただければと思うのですが。

(青森県タバコ問題懇談会)

まず、5月末の世界禁煙デーに合わせて、その前後に世界禁煙デーとして企画をしております、講演会や街に繰り出して禁煙飴を配って県民の方に禁煙を促すという活動と、あとは、深浦町の前町長さんが、もう亡くなられたんですが、その命日を「無煙のまちづくりの日」と制定して、12月に企画を開催しております。

以上です。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。貴重な御意見、いろいろとありがとうございました。

これをもちまして、ヒアリングの方を終了したいと思います。ありがとうございました。

(蛭名課長)

それでは、たばこ販売協同組合さん、お願いします。

今日はお忙しいところ、本当にどうもありがとうございました。

それでは、ただ今からヒアリングを始めたいと思いますので、いわゆる条例のたたき台についての御意

見ということでお話いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(青森県たばこ販売協同組合)

たばこ組合の齋藤です。

県の方のたたき台について、いろいろ意見などを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、私たちは、たばこ事業法に基づいて、たばこの許可を受けた零細なたばこ販売店で構成している協同組合です。

たばこ事業法のわが国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することなどの目的に沿ってたばこ販売を行っております。

また、たばこ税は、多大な2兆円を超える財政貢献を担っているということでもあります。

たばこを取り巻く今の環境は、喫煙場所の減少や高齢化の進展などにより、喫煙者がたばこを吸える環境は制限され、たばこの販売量は減少の一途を辿っていることから、我々の経営は年々悪化しております。

望まない受動喫煙を防止するために、国としての統一的なルールが必要と考え、健康増進法の一部を改正する法律が成立して4月から、本年4月から全面施行がされます。

青森県では、当該法を更に上回る独自の条例案の検討が行われております。

また、これらの県の案について意見を述べさせていただきます。

第1種施設、敷地内を禁煙場所とした場合、敷地外での喫煙を助長することにより、隠れた喫煙やポイ捨ての増加による環境美化が損なわれることも問題となると思います。

また、第1種施設でも、敷地内の広さは様々であり、一律的な敷地内全面禁煙ということではなく、敷地内で一般の動線から外れるような場所で受動喫煙を考慮して喫煙場所を設け、たばこの煙をさらさないということを考えるべきだと思います。

また、第2種につきましては、これも同様、屋外での喫煙が集中すると思われ、新たな問題を引き起こされると思っております。

また、改正健康増進法を受けて、企業独自で、もう既に専用喫煙室を相当な経費をかけて設けております。よって、改正健康増進法に準ずるべきではないかと考えております。

また、屋外の自動車とか、そういうことにつきましては、子どもや妊婦の方を受動喫煙から守ることは、これは勿論大賛成です。たばこを吸う我々の喫煙者の皆さんも凄くマナーは年々良くなっておりますし、美化活動などを通して社会貢献をしているところです。

決められた場所でマナーを守って吸ってもらえるように、また、自動車内という私的空間に対する規制については、慎重な議論がなされるべきであり、一律に喫煙を制限するのではなく、本来、同乗者が自覚して子どもや妊婦さんの受動喫煙から守るべきであると考えております。こういうことをもっと啓蒙、啓発することを普及させていくべきだと思います。

私どもとしては、望まない受動喫煙は、当然、防止すべきものと考えています。たばこ税見直しに関連し、令和2年度税制改正大綱においては、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設の整備をするよう促すこととする、ということも書かれております。

県での独自案の例による更なる上乘せの規制は検討するのは、あまりにも時期尚早ではないかと思っております。

県独自の条例制定ではなくて、改正健康増進法の周知啓発を徹底して、円滑な施行をして、その結果、そういうことも進めていったらいいのではないかと考えております。

以上です。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。会長、いかがですか、井原会長。

(井原会長)

教えていただきたいのですが、協同組合の組織について、どれぐらいの組合員さんがいらっしゃるのでしょうか。零細と言いますけども、その中に幾つか規模に応じて類型があるのでしたら教えていただきたいのですが。

(青森県たばこ販売協同組合)

たばこ組合も大分昔、専売公社の時代には、100%たばこ組合の組合員だったわけですけども。大店法とか、いろいろありまして、コンビニさんとか参加してもらえないところが結構あります。

私たちたばこ屋というのは、よく、ごく普通に街にある酒とかたばこを兼ねているという、そういうような方が大部分であります。

昔は、酒とかたばことか、そういうようなものがあると、ご飯を食べていけるというような時代もありましたけども、今はそのような時代ではなく、本当に教育にかけるとか、そういうことに回すようなお金もないほど、我々、歳をとり、私も年金の、国民年金の受給者ですけども、お店にその年金をつぎ込んでいる方が大部分だと思っております。

実際に経営的には、たばこだけでは食べていけません。人数的には、組合員は1,000名ほど、結局、組合の方も経済的にとか、いろいろ厳しい状況がありましたので、元は7組合が県内にはあったのですが、3年前に青森県を1つの組合として、それぞれを県一本にして、私が理事長を務めているということです。

(井原会長)

ありがとうございました。

(蛭名課長)

藤野先生、いかがですか。

(藤野副会長)

今、いわゆる望まない受動喫煙の、この改正健康増進法も含めまして、我々の条例、たたき台にしている条例も、望まない受動喫煙から弱者を守るというのが目的で、いわゆる喫煙を、喫煙そのものを止めるとか、そういう意味のものではありません。

ですから、あくまでも我々としては、吸わない方が望まない受動喫煙を守るということで、この条例のたたき台を作っているのですが、結局、敷地内禁煙にして制度を作らないと、いろんな意味で、それ以外でポイ捨てとか、確かにその可能性もあるかと思えます。

ただ、私は青森県立中央病院の病院長ですが、当然、第1種施設ですので、病院内、敷地内、それから絶対だめというふうに、少しずつ厳格にしていくと、やはりたばこを止める方というか、その時間は絶対止めるということで、いわゆる敷地外で隠れた場所で吸うのも、それも絶対、やはり病院に勤める方というのは、たばこを吸わない時間が増えてくるんですね。

(青森県たばこ販売協同組合)

よろしいですか。

(蛭名課長)

どうぞ。

(青森県たばこ販売協同組合)

それについてちょっとお伺いしたいと思います。

先ほどのお話であれば、我々も受動喫煙に対しては、子どもたち、あるいは青少年の方々にそういうふ

うな場を設けておくのはちょっとまずいなとは思っております。

しかしながら、健康増進法が国で定められる、なぜそれ以上の規則を今、作ろうとしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

(蛭名課長)

それは、私の方から。

条例制定の趣旨としては、やはり、御存知のとおり、本県はもうずっと短命県が続いています。先日、発表になったがんの死亡率も15年連続という状況が続いている中で、やはり、少しでも短命県返上といえますか、そういう方向性にいきたい中で、やはり、いわゆるたばここというふうなものも生活習慣の中の1つですので、そういう影響を少しでも減らそうということで、基本的に受動喫煙を防止しましょうと。望まない受動喫煙は、やはり防止するような形で進めましょうと。全国よりも非常に死亡率が高い本県において、そういうふうな条例を定めましょうという形で立ち上げたのが趣旨です。

(青森県たばこ販売協同組合)

もしそうであれば、受動喫煙は、当然、我々たばこを吸う方もいろいろ気を遣って吸っているわけでございまして、それに関して、今のこれを見ますと、受動喫煙ゼロというふうな文言もあります。これだと、たばこを吸う場所がないというふうな、吸わせないというふうな意識で我々は捉えているわけですが。それは、どのようなお考えでしょうか。

(蛭名課長)

すみません、この場はヒアリングなので、あまりここでやり取りをさせていただくのは、ちょっと御勘弁いただくと非常にありがたい。

ちょっと確認したいのですが、骨子案は、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、受動喫煙をなるべく排除したい、たばこの煙が嫌な人に関しては、なるべく、止めましょうよというふうな形での趣旨です。

その上で短命県返上といえますか、そういうものを目指していきましょうという趣旨です。そのことに関することについてはいかがですか。その必要性はいかがでしょう。

(青森県たばこ販売協同組合)

だから、それに関しては、我々は別に反対するわけでもないです。

でも、今の条例ですと、かなり厳しい条例になっているのではないかなと思っております。

たばこを吸うのも、1つのリスクは高くはなるかと思いますが、たばこだけが一番悪いというふうなイメージでしか考えてないのかな？というふうなイメージがありますが。

(蛭名課長)

基本的に今回、いろいろな団体さんからいろいろな御意見をいただいた上で、具体の中で検討していくことになるので、今回、たたき台はあくまでもたたき台であって、詳細はこれから詰めるということで御理解いただければと思います。

それともうひとつだけ教えてください。

先ほど、組合員が1,000人ほどいらっしゃるというお話をいただきましたが、今、1,000人というと、全体の中でどれぐらいとか、というのは分からないですか。

(青森県たばこ販売協同組合)

全体の中で。

(蛭名課長)

昔だったら100だったじゃないですか。

(青森県たばこ販売協同組合)

販売している数と、会員。

(蛭名課長)

そうそう、会員の比率的なものは、どれぐらいとかっていうものは掴んではないですか。

(青森県たばこ販売協同組合)

半分。

(蛭名課長)

やはり、コンビニさんとか、そういうところで会員さんに入っていないところが多いと。

(青森県たばこ販売協同組合)

ですから、半分。任意ですからね。入らないと言われれば、私どもの方はどうにもならない。

入れないという環境もあるらしいです。大店法とか何とかで。

はやい話が、コンビニさんが1軒できると、周りのたばこ屋さんを減らすことになりますよね。たばこ屋の数は。

(蛭名課長)

はい、分かりました。どうぞ。

(井原会長)

今回の健康増進法の全面施行についてですが、それぞれの組合員さんのお店での喫煙の仕方というか、お客様はどういうふうに吸う形になりますでしょうか。

(青森県たばこ販売協同組合)

我々は、喫煙場所を確保するために、組合員の店、またはそれに賛同していただけるようなところにきちんとした灰皿を、同じものを設置しております。これは、喫煙所というのぼりを出したり、勿論、外ですが、店頭で置かれて自分たちで灰皿の管理をして綺麗にしたり、いぶることもあるので水をやったり掃除したりしています。それでも、諸般の事情で設置していないところもあります。そういう組合員に対しても設置の協力をお願いしているところです。

例えば、そういう組合員の中で置きたいのだが置けないというようなところはありますけども、普通のたばこ屋さんのところは置いて、置かせて、お願いしてもらっております。

コンビニさんの方は分かりませんが、コンビニさんは、灰皿を撤去したというような話があって、どうして売るのはよくて、吸うのは駄目かなという、変な感覚もあります。これは大人の嗜好品として、リスクは勿論、自分で負いますけども、その辺の判断は、ある一面は、文化とも、我々は捉えております。

別に強制して吸ってくれとか、というわけでもないし、国で定められたたばこ法の中で販売しているわけで、あまりこうやってやると、我々たばこ屋さんも、何かこう、新聞とかでいろいろ叩かれますと、同業者の小売店の方も、何か悪い物を売っているのではないかと、そういうふうな自分で怯えて商売するっていえばあれですけども。勿論、子どもたちの、未成年者がたばこを吸うとか、そういうことに関しては、徹底して我々小売店は、対面販売が主ですので、必ず酒、たばこに関しては年齢を聞いて、しっかりした責任を持って商売しております。

(井原会長)

その屋内に喫煙室を設けたような店はないという理解でいいのでしょうか。

(青森県たばこ販売協同組合)

それは、我々は、普通の小売店ですので、飲食業とかそういう形とか、あとは遊技場の方たちは、屋内に喫煙所を設けたり、そうやっている、それこそ何百万、何千万になるか分からないけども、相当なお金をかけて自前で整備しているというところ。

我々は、そこまでできませんので、今はたばこを買いに来て中吸うという人は、そんなにいない、中で酒飲むのと同じでいないと思います。外に灰皿は設置してあります。そこは、別にうちの店からたばこを買わなくても、ここに置いてあるのだなと分かったら、車を停めて降りてきてたばこを吸っている方は、多々あります。

(井原会長)

ありがとうございます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。貴重な御意見いろいろありがとうございました。

(青森県たばこ販売協同組合)

どうもありがとうございました。

(蛭名課長)

ただ今のたたき台について御意見を早速ですがお伺いしたいと思います。
よろしくをお願いします。

(青森県たばこ耕作組合)

我々は、あくまでも農業団体、農家という立場、今回の健康増進法と県の部分での角度からという、本当に疫学的な部分、情動的に乏しい部分があるのですが、青森県は短命県という、その部分を解消するという部分、その部分には、我々県民としても、それに反対するものではない。

また、この部分は、前回の中央の方でも厚労省との改正健康増進法が成立する前に、我々、中央の方との時間をとっていただき、いろいろな部分、いろいろ喧々諤々ありましたけども、第1種施設の部分、ある程度の部分は、経過の段階で止めましょうというふうなことで、流れの中にあるんですけども。

その部分、法整備されて、それ以上の部分を県の部分で取り組もうとしている、自分たちとすれば、経過措置があつていいのかな、という部分が否めない気持ちです。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。

そうすれば、経過措置があればいいというのは、条例自体の必要性は認めるけど、経過措置があつた方がいいという趣旨ですか。

(青森県たばこ耕作組合)

望まない受動喫煙は、我々もあつてはならない。それはそのように感じております。

しかしながら、やはりたばこも嗜好品ということであつて、吸う、受動喫煙は望まないけども、吸う方のそういう環境整備とか権利はあつてもいいのではないかなと、自分はそのように感じております。

(蛭名課長)

分かりました。先生方、いかがでしょう。井原会長、いかがですか。

(井原会長)

たばこ耕作組合の会員数の方と、それから全国的に見て、資料もあるかもしれませんが、青森県はたばこの耕作、作付量というのですか、それは多い方なのですか。

(青森県たばこ耕作組合)

今、青森県のたばこの産業の部分では、全国で第3番目の産地でございます、青森県全県にわたって、弘前には耕作者はございません。津軽にはありますし、十和田方面、そして県南地方には、800名弱の耕作者がっております。全国の第3番目の産地というふうなことでございます。

(藤野副会長)

もう1回確認ですが、経過を見たいというのは、とりあえず、今の健康増進法に従って、少し様子を見て、今後、青森県で独自の条例を使うというふうなということですか。

(青森県たばこ耕作組合)

第1種の部分と今言われている部分は、やはり我々もはっきり言って100%、そういう方向であって欲しいという思いではないですが、やはり健康を考えた場合は、そういう部分が当然政策的に法的に入ったのかなと、そこは断腸の思いだったけども、理解せざるを得なかったということでございます。

(藤野副会長)

ということは、今のたたき台に関しましては、今の御発言というのは、どういうふうに我々は理解すればよろしいのですかね。

(青森県たばこ耕作組合)

はっきり申しまして、ちょっとハードではないのかなと、そのように。

我々、はっきり言って、ちょっと時間をいただければ幸いですが、私たち、たばこは、どの農作物もそうなんだけど、特に財政物資という位置付けで、国でもそうですし、市町村でも、先ほども販協さんの方からも多分あったと思いますけども、地方税の部分。たばこ税、60%の消費税と、ほとんどが税金です。それが地方税に特化されていると。その財政物資のそういうふうな部分で思いを込めて我々は、中山間地に一番適した作物ということで、青森県においても、かつては三八の方は、本当に疲弊した農業の土地であった。そこで画期的にあったのは、たばこなのです。そして、そういう部分を今までも継承して。

実際に、今はかつての最盛期よりは、パイが少なくなっているのは実態ですけども、そういうことで。我々の中山間においては、本当に脚光を浴びる、財政物資、本当に自負感を持って我々はたばこを作っております。

(蛭名課長)

よろいですか。私からちょっと何点かお聞かせください。

やっぱり、たばこの耕作面積自体は、やっぱり減ってきているものですか、うちの県は。

(青森県たばこ耕作組合)

はい、実際に減ってきております。

(蛭名課長)

どれぐらいの規模というか、規模的なものどうですか。今、手元には材料はないですか。

(青森県たばこ耕作組合)

今、800ヘクタールぐらい。

(蛭名課長)

それは、やはり昔から比べても結構減ってきているのですか。

(青森県たばこ耕作組合)

全体の面積は減っていますが、耕作されているこの面積は増えているような感じ。経営的な方に特化している部分ですかね。

(蛭名課長)

ということは、いわゆる、昔、私の同級生とかも実際、たばこを作っていたのですが、どちらかといえば、いわゆる御家族でやっているというふうなところが結構多かったです。今では、大規模化って言えばいいんですか、そういうような形でやっているところが多いということですか。

(青森県たばこ耕作組合)

外部から労働者を入れてやられたり、季節的に労働者を確保したりとか、なかなか、通年での雇用の部分を考えながら、今は現場ではやられていると。

(蛭名課長)

ということは、いわゆる、耕作面積自体は、段々減ってきているけども、従事者自体も減ってきていて、段々大型化してきている、いわゆる1か所あたりの耕作面積が増えているということですか。

(青森県たばこ耕作組合)

はい、そうです。

(蛭名課長)

従事者は減ってきているというか、いわゆる季節の人だったり、そういう人たちが入ってきているので、昔みたいに家族みたいなやつはかなり減ってきたというふうな理解でよろしいですか。

(青森県たばこ耕作組合)

はい。

(蛭名課長)

はい、分かりました。あと、先生方、よろしかったですか。

では、これを持ちまして終了させていただきます。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

(司会・事務局)

あいさつ、たたき台についての説明・約7分間

(司会)

それでは、青森県経営者協会の方はヒアリング席に移動をお願いいたします。

では、蛭名課長、ヒアリングの進行をお願いいたします。

(蛭名課長)

本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

早速ですけども、ヒアリングの方、始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、もし経営者協会さんの方で改正健康増進への対応を何かされていることがもしあれば、それを少しお話いただいて、そのあとに事前にお配りしておりました骨子案、条例の骨子案等について御意見を伺いたいと思います。

よろしくお願ひします。

(青森県経営者協会)

青森県経営者協会の事務局長をしております菅原です。

すみません、こういう状況なのでマスクをつけたままお話をさせていただきます。

当協会といたしましても、受動喫煙防止、法律が改正されましたので、その件につきましては、もう既に1回、役員会で県のがん・生活習慣病対策課の職員の方をお呼びして説明会は開催しております。

今後、あと、会員の皆様には、定例会等の場を活用して、改正健康増進法の内容について説明をしたいと考えています。

(蛭名課長)

条例に関する意見の方はいかがですか。

(青森県経営者協会)

1つ、今、健康増進法の改正案の中では、工場なり事業所の事務所、その中においては、喫煙専用室などを例外的には置いてもいいというふうに定められております。

本来、たばこを吸うこと自体は、法律で禁止されていることではございませんので、この事業所の中においてたばこを吸う場所を定めるのは、労使の交渉、労使協議の中で労働条件の一環として定められているというように理解しております。

ですので、こういうふうな一律に努力目標とはいえ、置いてはいけないという方向付けをされるというのは、労働条件の変更、これは労使協議、労使交渉の対象でもありますので、ここまで踏み込むのはいかがなものかな？というふうに協会としては思っております。

方向性を云々というのではなくて、あくまでもこれは労使交渉の方に委ねて欲しいということ。

(蛭名課長)

特に、いわゆる、例えば工場での事務室だとか、そういうところ、いわゆる労働条件を決めるにあたって、基本的には、それぞれの事業所さんの労使交渉の間で決めるべき話なので、条例でそこまで網をかける必要はないのではないかという理解でよろしいですか。

(青森県経営者協会)

はい、そういう理解で。

(蛭名課長)

分かりました。会長、いかがですか。

(井原会長)

労使交渉ということですけど、その労使交渉の場でこういう喫煙の問題がこれまであがることはあったのでしょうか。

あるいは、この健康増進法の改正に伴って、そういう交渉条件みたいなものに加わったというふうなことはありますでしょうか。

(青森県経営者協会)

ちょっとそれは、協会では把握しているというよりも、ここにいらっしゃる連合さんの方が詳しいかと思えますけども。

当然、喫煙室、今、設けているところ、いろんなところであると思いますが、それもやはり労働条件、労働環境の整備という中で使用者が一方的に決めるというのではなくて、やはり労働者も入れて労使協議でそこ置きましょうというふうな経過を当然辿っていると思います。

(井原会長)

分かりました。ありがとうございます。

(藤野副会長)

今、労使関係の話をされましたが、いわゆるいろんな経営団体、使用者側と労働者側がおられますが、お互いにこういうことに、受動喫煙に関しては、使用者側も労働者側も、あまり意見に差はないものなのですかね。

(青森県経営者協会)

やっぱり世の中の流れといいますか、たばこの害がいろいろと言われている中で、それはやっぱり雇用者、労働者、双方でそういう受け止め、それはあると思う。

(藤野副会長)

経営する側としては、どういうものなのですか。

意識として、やはり、今後、作業員の問題もありますし、いろんな働き方改革を含めて、いろんな労働者側の健康状態も気を遣っていくにあたって、使用する側の意思としては、できれば、これは受動喫煙の問題ですけども、喫煙、健康状態、雇用者側、労働者側の健康状態からいけば吸わない方がいいのかなって、というふうな考えで使用者、経営される方ってあるものなんではないかな。

(青森県経営者協会)

今は健康経営という考え方が普及していますので、受動喫煙以前に雇用している労働者の健康を考える上では、やはり禁煙という方向にいろいろもっていきたいなというふうには考えています。

(藤野副会長)

だから、おそらく検討会のメンバーも、今は、禁煙は無理だけど、少なくとも受動喫煙は防止するという意味で、少し条例を、青森県条例としては、このたたき台を少し国の法律よりも少し強めて、将来的には、健康、全面禁煙、吸わないようにというふうに、日常生活においても、そういうふうな方向性、進めていくのかなと思っています。

(青森県経営者協会)

現在では、今年の4月1日から改正、法の改正が施行されるので、協会としては、その内容をきちんと守っていただくということが第一義的なお話なので、結構、専用室を設けるにしてもお金はかかると思います。補助制度もそのために作られておりますので、できればそういう法の順守という部分からはじめていきたいなと、協会では思っております。

いきなり全面に網をかけるのではなくて。

(藤野副会長)

この前の、前回のホテルの同業組合の方もおっしゃっていましたが、おそらく行政側としては、この4月から法が開始されても、専用室を作るということを止めさせてまで、いきなり、作らないで、とりあえず受動喫煙防止条例に則って進めてくださいというような、そういう強い意見、進め方はしないということなので、意識改革として、徐々にその専用室を無くする方向で、改革の方向で進めていくという形を考えていると思います。

(井原会長)

専用室は、もう既に作られた事業所はあるのでしょうか。

また、事業所規模的に専用室を設けるのがなかなか難しいところがあるのかなというふうに思うのですが、そのあたりはどうでしょう。

(青森県経営者協会)

事業所そのものの大小によって、1フロアしかないようなところだと、当然できませんし、ある程度の広さがないとできないと思う。

この喫煙専用室というのは、技術的な基準もかなり厳しいので、現在の喫煙室をそのまま使えるというわけではないと思います。

ですから、もう既にこういう喫煙室を設けているというところは、おそらくないのではないかと。

ただ、今の喫煙室に手を加えれば、この基準を満たすというところであれば、それは4月、補助金の活用も視野に入れながらとりかかるのかな？というところはあると思います。

今現在は、この基準で喫煙室を作っているところというのは、ちょっと考えられないと。

(蛭名課長)

経営者協会さんは、大体どういう業種の会社とかが主に入られて、大体規模的なものとか、加入の内訳的なものとかって、もし分かる範囲で教えていただけると。

(青森県経営者協会)

当協会、特に業種の制限はなくて、どういう会社でもお入りになる。

特に、当協会の専管事項というのは、人事・労務管理の関係なもので、そういう意味では、連合さんとはお付き合いがあります。

特にこういう業種が多いとか、規模がどうのこうのというのは、あまりない。一杯あります、大小。

(蛭名課長)

はい、分かりました。あと、よろしいですか。どうもありがとうございました。

貴重な御意見どうもありがとうございました。

(蛭名課長)

日本労働組合総連合会青森県連合会様、お願いします。

本日は、お忙しいところ本当にありがとうございました。

そうすれば、早速ですけどヒアリングに入りますが、まず最初に、もし連合会さんの方で、改正健康増進法での対応とかをもし何かされているのであればそれをお話いただいて、今回、事前にお配りしました条例の骨子案、たたき台についての御意見をいただければというふうに思っています。

よろしくお願いします。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

よろしくお願いします。連合青森の山内と申します。事務局長をさせていただきます。

今回、受動喫煙防止法骨子案についてということで、ヒアリングの用紙がありましたが、連合青森組織、我々労働組合の団体でありまして、31の産業別の労働組合、これが結集をして約36,000名が加盟をしております。当然、働く者、労働者が主であります、それが全てでありますけども。そういう組織であります。

今回の対応ということでいいますと、連合青森という組織自体で受動喫煙防止、受動喫煙、禁煙の関係を含めて、組織として意見集約だとか対応だとかということ、やり取りした経過は実はございません。

そもそも、この手続きでいえば、先ほど経営協の菅原さんも言いましたけども、基本は、嗜好品ということが前提にあると思いますけども、あるとすれば、労使関係でそういう関係があるのではないかというふうに推測をされますけども。我々の活動の中においては、この案件に対してどうする、どういう対応を取るかということについては、そういう要請もありませんでしたので、特に触れるような活動はしていません。これが、これまでの経過になると思います。

続けていいですか。

(蛭名課長)

はい、どうぞ。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

御案内いただいたとおり、県の受動喫煙防止条例の骨子ということで読ませていただきましたけども、受動喫煙そのもの、これ、多分、個人的な見解ということも入りますけども。対応そのものについては、反対すべきものは何もないだろうというふうに思います。この間、国の対応も含めて、喫煙自体のそういう病気の関係だとかというのものもあるでしょうから、そのこと自体にどうのこうのということはないのですが、吸わないようにという前提もある中で、実は私は、喫煙者の1人でありまして、吸いづらいという環境は、当然、ありますから、人に迷惑をかけないようにというのも認識の1つとしてありますけども。

ここに記載をしている内容でいうと、第1種施設では特定屋外喫煙場所を設けないように努めなければならないという部分については、設置をしないようにという趣旨だろうと思うのですが、今の全体的な県内の喫煙率等を見て思うのは、設置をしないことによって、むしろ弊害というものも考えるべきなのではないのかなというふうに感じました。

努力義務というところではあるのですが、喫煙室を設けないということに努めることによって、単純に言えば、ないことによって、吸う方の対応というのは、どうなるのだろうかと、単純に思いました。いろんな、第1種施設とか、子ども・妊産婦の関係でいうと、当然、そういう対応はしているだろうというふうに思ったところでございます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。先生方、いかがですか、井原会長。

(井原会長)

経営者の方と労働者の方が話し合う労使協議の中で、健康問題は、これまでどういうふうに扱われてきたのか、教えていただきたいのですけども。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

冒頭に申し上げましたが、連合青森という組織自体で喫煙に対しての意見集約は、一切、この間、とっていませんので、それについてどうこう言うことは、特にはないです。

あるとすれば、我々の組織の下にというか、当然、一企業労使という形は基本でありますから、あるとすれば、勿論、先ほど経営協さんが申し上げたとおり、そこでの議論というか、例えば、喫煙の施設を外に設けるとか設けないとかということのお話は、多分、あるだろうと思います。

私も、元々はそういうところからこの会議に出てきていますので、そういうことだと思っています。

(井原会長)

繰り返しになるかもしれませんが、安全配慮義務とか健康配慮義務っていう中で、喫煙のことをどういうふうに、連合さんとして、どういうふうに考えていらっしゃるのかなというところを知りたいんですけど。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

当然、健康を害すると言われるものについては、きちんとした対応をしながら、吸うことが禁じられているものではないという受け止め方をすれば、吸えるような場所は確保しておきながら、でき得る限り、受動喫煙という考え方でいえば、そういう影響がないように取り組むべきであろうと思います。

ただ、吸うという方も一方で、数の中では多いと思いますので、それを全て禁止できるかどうかという、それはまた違う問題だろうというふうに思います。

(藤野副会長)

連合組合の中でもいろんな考え方の方がおられると思うのですが、そういう問題に関して話し合う、組合の中で話し合う場はあるのですか。連合さんの中でいわゆる喫煙、受動喫煙等に関して話し合う委員会とか何かあるものなんでしょうかね。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

特にこの間、そういう要請というか、ないので、組織という具体の中では、一切そういう議題は取り扱ってこなかったです。

(藤野副会長)

おそらく、働いている方の中にも、最近、吸う方よりも吸われない方のほうが多いような気もしておりますので、1回、実際どういうものかというのも組合全体の統一した気持ちを1回御確認された方がいいのかなと思っております。差し出がましいようですけど。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

そうですね。

単位でいうと、企業労使というのがあって、その上に我々、産業別といって、一般の製造、トラックなど、いろいろ業者がありますが、そこでの産業別労働組合というところ、それが結集をしているのが、我々の連合という組織なので、産業によっても、当然、考え方というよりも、喫煙に対する対応の仕方というものも、勿論、あると思いますので、その部分でのやり取りというのは、我々、全て把握はしていませんが、あると思います。工場勤務だとか、交通誘導だとか、営業だとかという業種がありますけども、全て皆、喫煙という部分でいうと、いろんなタイミングも環境もそれぞれだと思いますので、そのことについてのやり取りというのは、あるとは思いますが。

ただ、我々がそこについて「そうしよう」、こうしよう」というようなやり取りそのものはないということです。

(藤野副会長)

ありがとうございます。

(蛭名課長)

私から、1つ教えていただければと思うのですけど。

先ほど、産業別のいろんなものがある、組合さんがあるというようなことなのですが、例えば、労使交渉なり、賃金交渉の中で、いわゆる健康に関わる部分での要求だったり、極端な話、例えば、長時間労働とか、そういうものに関する要求などが行われているとかというのは、聞いたことがございますか。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

それは、全体、今、長時間労働防止をして、健康被害も当然、軽減をさせるというための長時間労働の是正だとか、年休だとか、いろんな働き方の1つの中で、そういうものを、我々でというとワーク・ライフ・バランスという言葉を使いますが、そういう状況を作り出すということについては、社会にも勿論発信していますし、対応する使用者の団体に対してもそういう扱いはしますが、

個別に、今言った喫煙の関係については、その間、触れてきたという経過はございませんので。

(蛭名課長)

基本的に、いわゆる連合さんとして、いわゆる今の条例の関係だとか、条例の関係といえますか、たばこに関してのそれというのは、今まで議論とかはされたことがないので、団体として一本化したことはないという理解でよろしいのですか。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

そうです。

連合という組織の中で、今、こういう喫煙、そして受動喫煙含めて、議題ということでのやり取りをした経過は、この間ございませんので、あくまでも社会的に触れられている中でいうと、吸う人、吸わない人というのを我々の会議じゃない時間のやり取りというか、話をしたりすることはあっても。

(蛭名課長)

基本的には、それぞれの単組の話ということでよろしいですか。

(日本労働組合総連合会青森県連合会)

はい。

(蛭名課長)

分かりました。あと、よろしいですか。

すみません、貴重な御意見どうもありがとうございました。

(蛭名課長)

青森県料理飲食業生活衛生同業組合さん、お願いします。

それでは、早速ヒアリングの方を始めさせていただきたいと思います。

先ほど来、お話申し上げておりますが、もし、分かる範囲で結構ですので、最初に改正健康増進法への対応、会としての、例えば、飲食業であれば、特に20歳未満の人の入店だとか雇用だとかというところがいろいろ検討させているかと思うのですが、その辺のところの対応と、事前にお配り申し上げました条例の骨子案のたたき台等について御意見を伺いたいと思います。

浪内先生には、検討会に入られているので、そこである程度意見を聞いておりますけども、改めてということをお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

青森県料理飲食業生活衛生同業組合の理事長をしています浪内と言います。よろしくお願ひします。

うちの方の組合としては、検討委員会に私も入っていたのですが、反対しているのは私だけだったと認識しております。

改正健康増進法の取り込みについては、早くからシールとか禁煙、分煙とか、シールで対応して参りました。

ただ、今年4月から施行される法律、それには組合員を何とか周知啓発を優先するという方向で動いております。

その方法としては、前回もお話したのですが、県の健康福祉部で出しているハンドブック、それからパンフレットなど、全組合員に送付して啓発しております。

この新しく県条例のたたき台ということで、先ほど来からお話がありましたが、我々の飲食業は第2種施設ということで専用室、喫煙専用室用としてたばこ専用、喫煙室を設置しないよう努めなければならないと。徐々に減らしていけばいいような、蛭名さんのお話、藤野さんでしたか、そんなお話でしたが。

国の方では、飲食店には助成金として3分の2補助する、それで、私も11月から厚労省の労働局の方に出向いて申請の書類を出したのですが、なかなかこれが大変で、専門的なこともありますし、1月の20日によりやく許可を、3か月かかりました。これが、無くなるということは大変なことだと思います。徐々に減らしていけばいいじゃないかという話ですが、これは、5年何もしなければ助成金は返さなければならないというお話でしたので、ここまで踏み込んでいいのかなという気はいたしております。

(蛭名課長)

条例案の意見の方はいかがですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

条例案の意見は、今、お話した第2種施設の喫煙室の補助金、助成金、それが5年何もしなければ返還しなければ駄目だということで、徐々に減らしていても、これは大変なことかなと。

(蛭名課長)

すみません、5年何もしなければというのは？

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

使っていないとか。

喫煙室を作って、それが使われていないようであれば、返還しなければ駄目だというふうに労働局の方から言われました。

(蛭名課長)

要は、作ったけど、5年間の間使用されないと補助金が返還となるということですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

そうですね。

(蛭名課長)

分かりました。先生方、いかがですか。

(井原会長)

ちょっと聞き逃しましたが、作っていなかったら、使っていなかったら、どっちなのですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

そこまでは、多分、使っていないかと思うのですが。

(井原会長)

お金を使ってない。作っても使っていないか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

そうです。

(井原会長)

そうなのですか。

でも、皆がたばこを吸わなくなって使わないという社会になったら、使わないことはある気がするのですけど。

お金をもらって作らない方が問題だというふうに、私はそのように受け止めますけど。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

私事ですが、飲食店を経営していて、今は大体、部屋の方にも灰皿を置いているのですが、大体、たばこを吸えるところがありますか？と聞かれます、ほとんどの方から。フロアがちょっと広いので、隅に灰皿を置いて、そちらでどうぞと御案内しています。

それと、旅行客も大変多いのですが、新幹線、飛行機、そして送迎のバスまで全部禁煙、うちの店に入ってくると、「ここ、たばこ吸えますか」第一声がそういう感じです。

だから、いかにたばこを吸う方が肩身の狭い思いをしているのではないかと。

ただ、4月からの改正健康増進法は、全館禁煙ということで、いち早く、私は喫煙室を設けなければと。100㎡以下は経過措置がありますが、それ以上の方は、喫煙室を作らないということは外に灰皿を置かなければならないということになりますよね。ですから、2階で宴会していて、一旦また外に出て来てたばこを吸う、これも大変なことだと。

今、組合員にその周知を徹底させているところであります。

(井原会長)

喫煙室を作るための補助を得る手続きが大変だという話を教えていただきましたが、これは、厚生労働省に行かなければいけないのでしょうか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

労働局の方に。県庁の隣に建物がありますが、私は近くて、何度呼ばれてもすぐ行けるのですが、遠くの方は、もう大変だと思うのです。それで、もう止めた。助成金を使わないで自分たちの資金で賄おうという方が凄く多いというふうにも聞いております。

(井原会長)

組合として、そういう手続きの、何か代行するとか支援するとか、そういうようなことはやっているのですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

組合自体ではやっていませんが、全国の生活衛生営業指導センターというところでは、必要な書類とか、窓口となって対応しております。

(井原会長)

それは、センターは、県に1つあるものなのですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

ただ、こちらの方で取り扱うのは、1人で営業している飲食店というのが対象だそうです。私も、最初、こちらの方に問い合わせをしたのですが、私の場合は、労働局の方に行ってくださいと言われました。

(井原会長)

分かりました。ありがとうございます。

(蛭名課長)

私からよろしいですか、何点か。

先ほど、いわゆる喫煙室を作って5年間のうち2年使ったと、2年使って止めたという場合でも、返還になるということですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

なると思います。

(蛭名課長)

それともう1つ教えてください。

やはり、改正健康増進法との関係ですが、浪内さんのところで、今現在、20歳未満で勤めている方とかはいらっしゃらない？

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

います。

(蛭名課長)

その方は、4月以降、どういう形にされる予定ですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

本人はたばこを吸わないので、勿論。他の従業員は吸いますが、従業員用のたばこを吸うところは、外に、裏の外に用意しております、灰皿。その対応でやっております。

(蛭名課長)

例えば、宴会場とか、宴会場は、4月以降はたばこを吸えなくなるから、そこに立ち入るのはいいんですね。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

調理師なので、調理場からほとんど出ることはないですね。

(蛭名課長)

私どもが非常に危惧しているのは、20歳未満の従業員など、お店に入ってくる20歳未満の子どもたちが、本来、たばこを吸える場所にはいけないということが本当に周知されているのだろうかということが危惧している部分ではあります。

基本的には、屋内禁煙なので、子どもさんであれ何であれ、入ることはできるんでしょうけども、一番

危惧しているのは従業員の方で、特にそういう従業員の方が、例えば、喫煙室の掃除をすとか、そういうのも基本駄目になるのです。

そういう周知は、実際のところ、どうなんでしょうかね。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

100㎡以下、それと資本金5千万のところは、専用にたばこを吸ってもいいというふうになっていますが、20歳未満のお客様はお断りというシール、そういうので対応しなければということはお断りしております。

(蛭名課長)

従業員、結構、学生の方でアルバイトで働いている方とかも結構多いかと思うのですが、その対応について組合員さんの方から話をしてきたりはしませんか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

うちの店としてはアルバイトを使うこともございます。

でも、それは、結局、たばこは関係ない、宴会の方の上げ下げですので、そこも注意してはみております。

(蛭名課長)

法の趣旨に則ってそういうところに立ち入らないような形での話は、他の組合員さんの方にも周知はされているという理解でよろしいですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

はい、そうです。

(蛭名課長)

それと、今回の条例の趣旨が、いわゆるうちの県は短命県なので、少しでも受動喫煙等を減らしていきたいという趣旨ですが、その趣旨に関してはいかがですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

徹底して伝えていきたいと。

(蛭名課長)

条例の制定の趣旨についてはどうなんでしょうか。反対とか賛成だとか、その辺のところ。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

妊婦さんとか子どもたちの取組は、素晴らしいものだと思いますが、私はやはり組合員としてたたき台は、ちょっときついんじゃないかと、そういうふうに思っています。

(蛭名課長)

あと、条例化に対しては、他の団体さんに聞いてところ、まだ今は法律が先で、時期尚早だとか。もうちょっと先延ばしにすればいいとかっていうお話もいただきますが、その辺のところはどうですか。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

私もそう思います。

(蛭名課長)

もうちょっと先、まずは。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

まず、新しい改正健康増進法を施行してから、しばらく、どういう感じか様子を見てからもでも遅くはないのではないかと。

(蛭名課長)

これは、多分、明言するのは難しいかもしれませんが、例えば、どれぐらいの期間。

(青森県料理飲食業生活衛生同業組合)

どれぐらいって言われても。

(蛭名課長)

社会情勢を見ながらという感じですか。分かりました。

あと、よろしいですか。

貴重な御意見どうもありがとうございました。

(司会・事務局)

挨拶、たたき台説明 約7分間

(司会)

それでは、蛭名課長、ヒアリングの進行をお願いいたします。

(蛭名課長)

本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。

早速ですが、ヒアリングを始めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは最初に改正健康増進法の対応とそして事前にお配り申し上げました受動喫煙防止骨子案等について御意見を伺いたいと思います。

よろしく願いします。

(青森県医師会)

私、事務局長の加藤といいます。代わりに出席させていただきました。

担当の役員の方からコメントをいただいておりますので、発表させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、短命県返上に向けて条例自体には賛成する。参考にされた国の改正健康増進法より少し厳しい内容になっているところは評価できる。

2番目といたしまして、罰則規定を設けない努力義務とはしているが、子どもや妊婦が受動喫煙にさらされないような環境整備を推進するために、やはり喫煙の専用室とか、もし喫煙場所を設置した場合には、使用できないような時間帯を作った方が良いのではないかと。

3点目は、周知の方法なのでございますが、やはり関係団体や行政だけが知るのではなく、県民広く一般に広く周知していく必要があるのではないかとこのところでございます。

それで、本日、委員の方々に参考資料としてお配りさせていただきました。これは、日本医師会が以前から作成しています、医師会としてのスタンスというところで配付資料として配らせていただきます。

これは、どちらかという禁煙対策と受動喫煙対策という形で両方の方から資料を作っておりますが、今回は受動喫煙ということですので、その部分だけを簡単に御説明申し上げたいと思います。

配付資料の5ページを見ていただきたいと思います。

誰かのたばこの煙を吸うだけで、喫煙者と同様のリスクがあります。他人のたばこの煙を吸うだけで喫煙者と同じ病気のリスクがあります。受動喫煙による、委員の方々には御存知だと思いますが、日本人の肺がんリスクは約1.3倍になることが発表されるなど、受動喫煙のリスクは科学的にも証明されております。

右側の方、お願いします、右上でございます。

たばこ臭がすると感じたら、もう被害に遭っております。

飲食店などでは、分煙するためガラスで仕切って密閉した喫煙所を設けたり、出入り口にエアカーテンを設置している店がありますが、これでも煙を100%遮断することはできません。人が出入りする際には、必ず体にたばこの煙がまとわりついて移動し、有害物質を拡散させるからです。大げさではなく、服や髪の毛、カーテン、家具、壁などからたばこ臭を感じた時には、有害物質を体内に吸い込み受動喫煙の被害に遭っております。

真ん中ほどですが、これは、海外でのアメリカのモンタナ州での受動喫煙防止条例を施行後、6か月間で急性心筋梗塞の入院患者が約40%減少したという報告がされています。

その後、条例が廃止されたようですが、入院患者が増大したというふうな形になっております。

右下ですが、加熱式電子たばこ、こちらもあり例外ではないというふうな形になっております。

めくっていただきまして、医師会での考えですが、受動喫煙を無くするためには、100%禁煙だけが唯一の対策。たばこを吸う夫の妻は、肺がんリスクが1.3倍、喫煙者と同居する子どもの尿からは、ニコチン代謝物を検出。

よく御主人が換気扇の下で喫煙をしておりますが、子どもの尿からは大量のニコチン代謝物が検出されたというデータがあるようでございます。

完全にたばこの煙をシャットアウトすることは、現実的に不可能でございます。

家族の中で、やはりお子さんを守る手段はただ1つ禁煙でございます。

右上でございます。

ホテルや飲食店の従業員もリスクをもって働いております。

ホテルや飲食店などで長時間働く従業員の職業的な健康被害となっております。

高校生、大学生、未成年者がアルバイトとして働く店舗も大変多くございますが、特に若い女性の従業員が受動喫煙の影響を受けると、将来的に不妊や低出生体重児の出生後の乳幼児突然死ですね、症候群、これも発生すると。

やはり、諸外国で実施されているような法律、条例による全面禁煙が求められています。

真ん中のところでございます。

日本の飲食店やサービス業の屋内PM2.5でございます。中国がよく言われています。この濃度と危険度でございます。このような表になっています。

大気汚染の原因は、よく耳にするPM2.5になっておりますが、たばこの煙もPM2.5という形になっております。

受動喫煙の中に対しての参考資料として、今日、提出させていただきました。

以上でございます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。

今年の4月から法律自体が施行になるのですが、改正健康増進法に関して、医師会さんとして、特に会員さんの方に何かしらの周知みたいなものとかはされていらっしゃるのですか。

(青森県医師会)

現在では、特に、普段からは、一応、禁煙対策とか、そういうのもございますので、当たり前といえば

当たり前というか。

(蛭名課長)

はい、分かりました。

では、先生方いかがですか。井原先生。

(井原会長)

今回のたき台案について、健康増進法よりも少し厳しくなっているところを評価していただいたというふうに承りましたが、喫煙室を使用できる時間を決めたら良いつて、これはどういうイメージなんでしょうか、ちょっと。

(青森県医師会)

要は、ないのが一番よろしいのですが、そこまでは踏み入れていないのかなと。

要は、そういうふうな喫煙できる場所は、基本的にはない方がよろしいのですが、どうしても、設置する可能性があるわけですね、多分。そうしますと、そのためにも時間帯を設けて、できるだけお子さんとか母親とか、会わないような時間帯を設けたら、更に突っ込んだ形でなるのかなというところでございます。

(井原会長)

そうしますと、第2種施設の場合で、屋外に喫煙所を設ける例が大分、今後増えていくと思うのですが、そういうところの使用時間を更に子どもたちが近づきやすい時間帯を避けるとか、そういう対応をすることがいいのじゃないかと、そういうふうなお考えでしょうか。

(青森県医師会)

そうでございます。

(井原会長)

承知しました。

ありがとうございます。

(藤野副会長)

県の医師会の副会長をやって、今、局長に報告していただきましたが、我々、医師会でございますので、医師会の立場で少し言わせていただくと。医師会は医師の職能団体でございますので、とりあえず禁煙を勧めて、不要な受動喫煙等も無くする方向で進めて参りました。

今、井原先生からもお話がありましたけども、子ども、なるだけ完全禁煙、専用の喫煙室があっても、その周りには行かせたくないというのがございます。

その中で職場、もう1つは学校の方は、学校の場合でいかに喫煙の害を伝えていくかというのが、我々の医師会としての活動でございます。

医師会としては、たばこを吸わせないような環境、自分が吸わないような教育をしているつもりですが、もしも、今、局長がおっしゃいましたけども、吸っている方が分煙室、専用の分煙室だって、その前を通ると大人って吸っているんじゃないと思われる、少し煙が漏れるというお話もございますけども、教えられていることと矛盾するという、吸えるじゃないと。我々としても、医師会としても困る部分もございますので、できれば時間帯、屋外も含めて吸えない時間、子どもが外を歩くような時間帯は、なるべくそこを使わないで、吸っている姿を見せないような方法でということを考えて、そういうことを申し上げたところでございます。

(蛭名課長)

分かりました。どうもありがとうございました。

あと、先生、よろしいですね。

これもちましてヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。

そうしましたら、次、青森県すし業生活衛生同業組合さん、前の方をお願いします。

本日は、本当にお忙しいなか、いろいろありがとうございました。

早速ヒアリングを始めさせていただきますけども、もし、同業組合さんの方で法改正、今の改正健康増進法の改正に伴って、組合員の方々にこういうことを周知しているとか、そのような取組があったら、それをお話いただいて、その上で、今回の条例案についての御意見というような形でお話いただければと思います。

よろしくをお願いします。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

青森県すし業生活衛生同業組合、本日理事長、八戸の仕事の関係上、代役で事務局の阿保と申します。よろしくお願いたします。

すし組合というか、生活衛生同業組合のすし組合では、ステッカーで分煙シール、店先に、店の中とか、入り口のところに貼るといのは、全国の方から届いていましたので、そういうものを使った取組を行っています。受動喫煙の対策について、取組はまだこれから、4月からの法施行に間に合うように、今、配布している段階で、冊子とかでは配ってはいますけど、現状、1店、1店が理解しているかという、そこまでは至っておりません。それが現状ですね。

(蛭名課長)

条例案に対する意見は。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

理事長の方から、すみません、提出物はないのですが、このお話を伝えたところ、今、4月からの国の方のことでも、まだ全然戸惑っているということで、先にそっちの方の情報発信というか、皆が理解できからのスタートの方が良いのではないかという意見はいただきました。

(蛭名課長)

ありがとうございました。いかがですか、井原先生。

(井原会長)

今日はどうもありがとうございました。

回転寿司ばかり行っているのですが、ちょっとよく分からないのですが、お寿司屋さんは、美味しく食べて欲しいので、お客さんに吸って欲しくないという、そういうお寿司屋さんもいるというふうに聞くのですが、そのあたりはどうでしょうか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

そうですね、凄く戸惑っているのが、やはり受動喫煙防止の取組自体は賛成ですが、店自体で考えた時に昨年の増税から、ちょっと外食業界の方も凄く低迷してしまっていて、今、親方一人で切り盛りしているお店とか、昔からの、そういうところの人も、ちょっと、本当に店をやるので精一杯というか、それが本当に厳しい状態です。なので、すぐ、すぐ、今、動けないと。

(井原会長)

規模的にはそういう、一人でやっていらっしゃる店の割合は、その組合員さんの中で何割ぐらい、組合全体で何人いて。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

組合が青森県で57店舗ですが、すみません、ざっくりですけども、7割、8割は、そういうお店ですね。

(井原会長)

ありがとうございました。

(藤野副会長)

なかなか大変だと思いますが、4月からは、改正法が施行されるわけですが、実際、どういうふうな方向で、まず法に則らなければいけないのですが、どういうふうなやり方で考えてられるんですかね。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

正直言って、自分の店が対象になるかならないか、それもちょっと分からない状態が本音でありまして、なので、どうしてもお店の関係上、全員が集まるとかってなかなか無理なんですけど、総会の時とかに勉強会を開催したりなど、あとは、送られてくる資料とかを分かりやすく、まずは自分のお店が対象になるかとか、そういうのから本当にスタートラインに立つまで、凄く、まだできていない状況なので、本当に勉強会を、今、考えておりました。

(藤野副会長)

100㎡ですよ。大きいお寿司屋さんじゃないと、普通100㎡以下なのですかね。なかなか難しい。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

何か凄くざっくりとしているじゃないですか。カウンターがこう、なので、そういうのも調べてもらうのもどこに問い合わせしたら良いのかとか。そういう段階でございました。

(藤野副会長)

ありがとうございます。

(蛭名課長)

ちょっと教えていただきます。

先ほど、57店舗、全体で7割から8割、その57店舗、県内にある寿司屋さんの数ではないですよ。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

ではないです。組合に加入しているお店なので、寿司屋自体は、もっともっ多いです。

(蛭名課長)

ですよ。

そちらの、すみません、勉強不足で申し訳ないのですが、そちらの組合員さんに入っているのは、主にお寿司屋さん。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

そうですね。寿司屋です。

(蛭名課長)

寿司屋さんが多いのですよね。

その中で57店舗というのは、トータルで何店舗ぐらいあるか分からないのですが、本当にごく一部というか、いわゆる、それこそ、お一人とかでやっていたら、むしろ寿司屋さんの方が多い感じなのですか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

そうですね。

大きいお店、従業員さんとかを雇っているお店もありますが、ほとんどが奥様とやられていたり、そんな大きくないお店ですね。

(蛭名課長)

いわゆる、大手というか、回転ずしとかですね。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

回転ずしさんは入っていません。組合に加入していないので。

(蛭名課長)

そうすれば、入っている方というか、実際に働いている方、そちらの組合に入っている方で、働いている方となると、主に家族経営の人が多い？

(青森県すし業生活衛生同業組合)

そうですね。

(蛭名課長)

あまり若い従業員を入れて経営しているというのは、そんなにない感じですか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

本当に数えるくらいですね。

(蛭名課長)

これ、ちょっと御提案なのですが、例えば、まだそこまで意識というか、余裕というか、そういうのがないというお話だったので、もし例えば、総会だとか、チラシの部分だとかというところは、我が課でもいろいろ作ってございますので、お手伝いできる部分もいろいろあると思うので、そこはちょっと御相談いただければと思っています。

それと、あと、先ほどちょっとあったのですが、例えば、条例の趣旨、要は、本県は短命県で妊婦さんとかそういうところの受動喫煙をゼロにしたいということに関して、その条例の趣旨自体についてはいかがでしょうか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

ただ、ちょっと大まかだなというのが、率直な感想で、もうちょっと分かりやすい方がいいのかなって。通学路に面しているとかとなった時に、イメージするのが、ちょっと難しかったというのが。

(蛭名課長)

趣旨的には、どうですか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

趣旨的には、受動喫煙防止というのが分かりました。

(蛭名課長)

勝手なイメージなのですが、お寿司屋さんで食べながらたばこを吸う人って、今、非常に少ないイメージがあるのですが、決してそうでもないのかなって。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

私はたばこを吸わないので、ちょっとあまり分からないんですが、寿司屋、営業時間内に出くわしたことがないのであまり分からないんですけども。どうなのでしょうかね。すみません。

(蛭名課長)

では、組合さんとしては、条例云々というよりも、法律自体の施行の周知自体が、まだきちんと出来ていないので、まずはそこからやりたいので、条例については、まだちょっとお話できる状況にないみたいな感じのイメージということよろしいですか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

そうですね。

(蛭名課長)

分かりました。あと、先生方よろしいですか。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

すみません、ありがとうございました。

(蛭名課長)

ありがとうございました。

先ほども言いましたけども、お手伝いできることはしますので、御相談いただければと思います。よろしくお願いします。

(青森県すし業生活衛生同業組合)

すみません、お願いいたします。ありがとうございました。

(蛭名課長)

それでは、青森県遊技業協同組合さんお願いします。

本日、お忙しいところ本当にありがとうございました。

早速、ヒアリングの方を始めさせていただきたいと思います。

先ほど来、お話しているのである程度分かっていると思いますが、もし冒頭、法改正に伴って、組合さんとして、その会員さんの方々に何かやっているようなことがあれば、それをちょっとお話いただいて、今回の条例改正に係る意見というふうなことでお話いただければと思います。

よろしくお願いします。

(青森県遊技業協同組合)

青森県遊技業協同組合理事長の若林と申します。

そちらの方の説明は、専務である太田の方から説明させていただきたいと思います。

専務理事の太田と申します。

よろしくお願いたします。

今の法改正の取組などに関してですが、その前に若干、当組合の概要についてまず説明したいと思えます。

お配りした資料を見ていただければ。

1 番目に組合の概要と書いています。

当組合は、県事務局のほか、青森支部、中弘南支部、八戸支部、西北五支部、上十三・下北支部の5支部を有し、県内123ホールで組合員は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律という法令、そして自主規制を遵守して18歳未満は勿論、子ども連れの入店禁止、子ども車内放置事故防止や暴力団の排除活動に努め、パチンコ遊技が安心して手軽に遊べる大衆娯楽であり続けるように健全営業に取り組んでいる。

更には、事業の一環として、防犯活動等の社会貢献事業にも積極的に取り組み、県民の皆様に信頼される組合を目指しているところでございます。

その社会貢献活動についてですが、これまで青森県防犯協会連合会に「サギかもくん」の着ぐるみを寄贈して振り込め詐欺防止に協力しているほか、青森県交通安全母の会連合会、青少年育成青森県民会議、各地区防犯協会への協賛や防犯カメラの寄贈、これは今年で、これまで17台ほど、1台30万円ですが、寄贈しております。

各警察署管内における「少年非行防止JUMPチーム」への支援、活動するためのジャンパー、帽子、腕章等を寄贈しております。

暴力団排除活動への支援など、青森県の安全・安心まちづくりに幅広く貢献してきた実績がございます。

また、組合が主催して2015年から毎年行っているチャリティゴルフコンペでは、その収益金30万円を県内の各種福祉団体等へ寄付しており、これまで5年で5団体、青森県視覚障害者福祉会、NPO法人ハートスポット、青森市身体障害者福祉会、地域活動支援センターw a i w a i はうすコスモス、そして今年は県ろうあ協会に寄付し、今後も継続することとしております。

そして、改正健康増進法への取組でございますが、法は屋内禁煙、しかし基準に則った喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置していれば喫煙可能としているため、各ホールが高額な費用をかけて設置に取り組んでいる最中であります。

写真が県内の実際の各ホールの喫煙専用室の写真でございます。既に設置したところから写真を撮って載せております。

2枚目を御覧ください。

2枚目の上の方も同じ写真でございます。喫煙専用室を設置しております。

そして、設置に関する進捗状況なのですが、既に設置済みの店舗28店、設置予定の店舗、これが81店、合計109店、設置率は、この段階では88.6%、その他のところは、まだ検討中でございますので、増える予定でございます。

そして、イにありますように、設置及び設置予定の費用の合計でございますが、109店合わせますと、3億9995万8千円、1店舗平均367万円、米印で書いておりますが、700万円以上かけたところが17店舗。最高額は、4千万円、既に設置済みです。

これは、駐車場の方へ増築して喫煙専用室を造ったということで、工事にお金がかかっておりました。

そして、条例・骨子案に対する意見でございます。

法が認めている喫煙専用室を排除し、このような一律の厳しい規制をされることは、県内の様々な事業者の多様性が考慮されておらず、断固として反対でございます。

東北6県で受動喫煙防止条例を制定しているところは、秋田県、山形県ですが、いずれもパチンコホールは条例の対象となっていないのに、青森県だけが第2種施設、全てを条例の対象として、屋内に喫煙専用室を定めないう努めなければならないとすることには、全国的にみても平等性を欠き、到底納得できません。

ホール遊技客には、喫煙者が多いため、県内各ホールにあっては、法が全面施行となる本年4月1日に向け、前述のとおり約4億円もの高額な費用をかけて喫煙専用室の設置に取り組んでいる最中でありますが、法が認めている喫煙専用室設置後に条例骨子案の内容で制定、施行された場合、その高額な費用が無駄になりかねず、また、たとえ条例に罰則がなかったとしても、県条例の趣旨に反している事業所という不名誉な烙印が押されることとなり、これまで社会貢献してきた当組合にとっては致命的なイメージダウンとなり、今後の活動そのものが危うくなります。

当組合は、望まない受動喫煙の防止に関しては賛同しております。従業員やお客様に向けた望まない受動喫煙の防止については、法に沿って組合員一丸となって進めることとしているため、法の規制範囲を超えた条例制定には反対です。

最後に要望事項です。

1つ目、青森県独自の受動喫煙に係る条例の制定を避け、改正健康増進法の周知啓発の徹底を要望いたします。

2つ目、仮に条例を制定する必要があると、山形県条例も参考としているならば、山形では、条例施行規則で第2種施設の中から対象を比較的公共性の高い施設に限定して列挙しており、遊技客のみが入店するパチンコホールは対象に含まれていないため、本県においても同様の措置をとっていただくことを要望します。

3つ目、当組合が県条例の努力規定を守っていると県民に認められ、自信をもって社会貢献できる団体として存続できることを要望いたします。

末尾に平成30年度の社会貢献費、そして県とか支部の寄贈内訳表を載せてございます。

そちらを見ていただければ、いろんな団体に寄贈しているということが分かっていただけだと思います。そして、その社会貢献した際の報道記事も載せてございます。

最後の方に新台入替チラシを載せておりますが、これを載せた理由は、チラシの一番下の方に18歳未満のお客様、並びにお子様連れのお客様の御入場、御遊技を固くお断りしております。小さな命を守るため、子どもの車内放置は絶対にやめましょう。ということで、子どもの入場制限を厳しくやっておりますし、駐車場をスタッフが回って、車に子どもが残されていないかなどのチェックをしております。

そして、右側の部分が、のめり込みに注意しましょうということで、チラシ全体の20%にしようということで、自主規制で載せてございます。各ホールがチラシを作る際はこのように載せております。

私からは以上です。

当組合は、全国47都道府県ありまして、その全ての組合が本県と同様に社会貢献活動をして、法に沿って喫煙所を設置しているところであります。

どうか、本県組合も全国と同じような自信を持って社会貢献活動ができるような条例、内容となりますことをよろしくお願ひしたいと思って、本日は公開ヒアリングに参加させていただきました。

ありがとうございます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。先生方、いかがですか。会長。

(井原会長)

詳しい資料を作ってくださいありがとうございます。よく分かりました。

確認なのですが、この新台入替のチラシの右下に全日本遊技事業協同組合連合会、私たちはパチンコ、

パチスロホールの全国組織ですと書いてありますが、これで理解したのですが、1枚目の県内123ホールというのは、パチンコ、パチスロ、皆さんは基本的にパチンコ、パチスロの組合である、そういう理解でよろしいですか。

(青森県遊技業協同組合)

そうです。

(井原会長)

ちょっと不勉強なので教えて欲しいのですが、かなり高額の設定費用がかかっていますけども、これは国からの補助金とか、そういうのはあるのでしょうか。

(青森県遊技業協同組合)

全くございません。

自助努力しております。

(井原会長)

新聞の記事で読んだのですが、かなりパチンコ店はアメニティの向上を高めている、各ホールとも高めているというふうに聞いていますけども、この4千万というのは、純粋に喫煙所ということで、4千万もかかる。

(青森県遊技業協同組合)

壁を壊して駐車場側に増設しているものですから、かかったそうです。これが設置済みです。

(井原会長)

何か、いろんな。

(青森県遊技業協同組合)

喫煙室のためです。

(井原会長)

そうなのですが、調度というか、椅子とか、そういうものも含めてという理解でよろしいんですかね。

(青森県遊技業協同組合)

そうですね。

(井原会長)

分かりました。ありがとうございます。

(藤野副会長)

あくまでも条例、県条例のたたき台のような強いことは必要じゃないかという意見の団体が多いのですが、我々としては、青森県というのは、いろんな健康状態があまり良くない、寿命が短いと言われる県において、やはりとりあえず国の法律を守っていただいて設置、喫煙室を設置していただいて、その後でやはり意識付けとして、できれば何年かかけて受動喫煙をなくするというか、そういう喫煙室が必要でない世界を目指して社会を目指してということで、この努力目標として挙げているんですよ。

ですから、すぐ設置しないで、そういうところをはじめからそういうところをないようにしなさい、と

というような、かなり強い条例の進め方ではなくて、あくまでも努力義務ということで、この条例のたたき台を作っております。我々の趣旨としては、一概に、今、作っているものを何年か、直近の何年か後にそこを止めてしまって、全部、敷地内、屋内、全面禁煙にしようという、そういうふうな求心的な考え方をしているわけではないですね。

少し、その辺、御理解いただければと思います。

(青森県遊技業協同組合)

おっしゃることも分かります、努力義務ということで。ほぼ、県の条例というのは、努力規定というのが、そういうのが多いのは承知しております。罰則があるのは、青少年健全育成条例とかぐらいですかね。

ただ、条例の趣旨としては、喫煙専用室を定めないようにしようと言っているのに、実際は、法律が認めたものの基準に沿って作ってしまっているところにとっては、非常に辛いという思いがある。そういうことも是非お伝えしたいと思います。

(蛭名課長)

よろしいですか。

趣旨的なことですが、例えば、条例の趣旨というのは、受動喫煙をなくして、なるべく平均寿命を延伸していきましようというような、その部分に関してはいかがでしょうか。

(青森県遊技業協同組合)

それは、先ほど説明、資料にもありますように、望まない受動喫煙の防止、これに関しては賛同します。

ですので、法の基準に沿った喫煙専用室を造っているところには、そういうところがございますので、他県の条例等、私も勉強させていただきましたけども、山形の条例は本県と似ているかとは思っていますが、施行規則の中で特定のパチンコする人が入るお店ということで、条例の対象から除外していただいているということがございます。当方といたしましても、そのような規定であれば、ということで要望させていただきました。

(蛭名課長)

あと、1つ確認させてください。

法施行が4月からということで、従業員の方ですけど、20歳未満の子というのは、結構、従業員としていらっしゃるものですか。

(青森県遊技業協同組合)

正確な数字は、調べたことも勿論ないのですが、基本的に18歳から就業することは可能ですけども、意外と、やはり、成人になっているの方が圧倒的に多くて、いても1割はいないぐらいじゃないかなということで、これは正確な数字ではないので、私の印象です。

(蛭名課長)

分かりました。

今回の法改正で、やはり何点か、私ども、普及啓発してもなかなか難しい部分があるが、要は、その20歳未満の人たちがたばこの煙にさらされてはいけないということが前提としてあって、パチンコホールは、基本的に喫煙室があって、18、19の子どもたちは、喫煙室に入れられない形になるのですが、気になっているのは従業員の方で、20歳未満の方が喫煙室の掃除に入ると。清掃の業務に就かなくてはならなくて、灰皿を片付けたりなど、そのようなことは基本的にも禁じられているのです。

その部分は、例えば、組合員さんの方でどういう形で周知されるものなのですか。

(青森県遊技業協同組合)

そのことにつきましては、今後、徹底させたいと思います。

課長、おっしゃるとおりでございますので。

(蛭名課長)

分かりました。

(青森県遊技業協同組合)

その辺は理解して周知しておりました。

それと、あと、控室に関しましても、分煙ということを勿論考えておりまして、準備しているホールもかなりの数があるということを知っております。

(蛭名課長)

分かりました。あと、よろしいですか、先生方。

これでヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(蛭名課長)

それでは、青森経済同友会様、お願いします。本日はお忙しいところどうもありがとうございます。

それでは、早速ヒアリングの方を始めさせていただきたいと思います。

それでは、最初に、会として会員の方々に改正健康増進法の改正の周知とか、そういうことをやられているのであれば、その辺の取組と、あと、その後に事前にお配りしました条例の骨子案に対する御意見というような形でお話いただければと思います。

よろしくをお願いします。

(青森経済同友会)

まず、本日は、私どもの代表幹事は所用で来られませんでした。私、高木と申します。代わりに出席させていただきました。

今、課長さんからお話がありましたように、会員向けにということなのですが、実際、中身そのものにつきましては、私ども、会員向けには、これから今年度の総会と機会がある都度、いつも県の担当の方からいただいているパンフレット等のツールを活用させていただきながら、具体的なものについては周知していきたいと考えております。

昨年12月20日付けに私どもの会員、110名ほどいるのですが、全会員向けに改正健康増進法全面施行についての御案内ということで、一応、周知しています。

また、厚生労働省様から出ているパンフレットを参考に、周知させていただいております。

ただ、会員の方から、一度見てもなかなか理解できないというお話がありまして、それについて、機会を見ながら、その都度、法改正のタイミングでお話させていただく予定になっております。

それと、今般いただきました受動喫煙法の県のたたき台につきましては、先ほど来、出ておりますけども、全般的に、こういう形で進めていただきたいと思います。

私どもは青森経済同友会の中でいろんな委員会活動をしている中でも、短命県返上に向けての健康増進に向けた取組、県とか、あるいは色んな業界、団体の方で、こちらの推進につきましては、強力に推進していこうという趣旨で活動しているところでございます。業種、業態によっては、非常に踏み込んだ厳しい内容という感じで捉えられる部分もあろうかと思いますが、全般を通じての趣旨につきましては、この内容で進めていただければというふうに感じております。

以上でございます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。先生方、いかがですか。井原先生、いかがですか。

(井原会長)

県のいろんな書類、もう既に送付済みだけれども、ということですけども。理解しにくいというのは、どういったところなのでしょう。

(青森経済同友会)

いろんな資料といっても、結局、この改正健康増進法なるものが、中身としてどういうものなのかということから出口論の話から、まだ認識されていない事業所さんが非常に多いということで、私どもは、会員の、企業の方から事務局の方に提案があって、それではそういうものが今年4月から施行されますよと、各事業者さんで、それは法に則った第一段階として必要なですよというところの周知から、まず始めましょうと。

その具体的な中身については、勿論、今回、県の方からこういう具体的な書類として添付されるということですので、そういった内容も踏まえて、今年度の私どもの委員会活動の中に取り入れて詳細については確認していきましょうというようなところで考えております。

(井原会長)

分かりました。

(藤野副会長)

青森県の経済をリードされる方たちのお集まりだと思しますので、我々の条例のたたき台ですね、ある程度、御賛同いただければ、いただいたということ、ありがたく思っております。

おそらく、いろんな業種さんがいて、いろんな方から我々もお話を聞くのですが、やはり、業種に濃淡がございますので、できれば取りまとめて、2回作るということでございますので、我々もいわゆる条例の趣旨に沿って進めていただければありがたいなと思っております。

ありがとうございます。

(蛭名課長)

先ほど、いわゆる周知の部分だとかが課題だとか、通知はしたけど、なかなか理解が、というようなお話をいただきましたが、本当に当課、がん・生活習慣病対策課にもいろんなツールだとか説明資料だとか、そういうふうなものがございますので、そこは何かにつけ御相談いただければ、私どもの方で直接行って御説明することもできますので、それはちょっといろいろ御相談いただければというふうに思っております。

すみません、勉強不足で恐縮ですが、業種的にいうと、結構、いろんな業種に跨っているものではないかと。

(青森経済同友会)

そうですね。マスコミ関係、報道もそうですし、新聞関係もそうですし、あとは金融関係とか、県内の主な業種は会員として入っております。

(蛭名課長)

分かりました。いつでも結構ですので、御相談いただければと思います。

あと、先生方、よろしいですか。どうもありがとうございました。

(青森経済同友会)

どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これもちまして受動喫煙等防止対策に係る事業者公開ヒアリングを終了いたします。
本日は御多忙のところヒアリングにおいでいただきまして誠にありがとうございました。